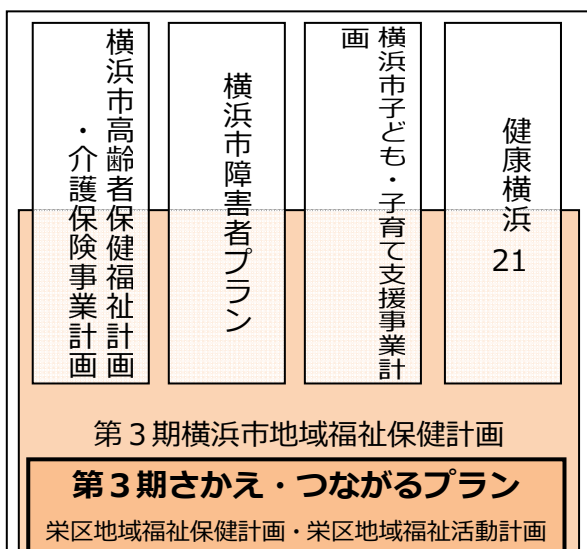


第4章 「さかえ・つながるプラン（地域福祉保健計画）」とは

地域福祉保健計画は、社会福祉法第107条に基づく計画です。福祉保健分野の各計画を地域における取組の視点から総括していく計画として位置づけ、各種施策を展開する共通基盤である地域づくりを進めるための計画です。

また、制度だけでは実現できないきめ細かな支援を届けるための計画でもあります。

■ 地域福祉保健計画と福祉保健分野の各計画



■ 計画の構成

市計画、区計画、地区別計画の関係は、次のとおりです。

横浜市地域福祉保健計画

- ・基本理念と方向性の提示、市全体の課題に取り組む計画

さかえ・つながるプラン（区計画）

- ・区全体の共通課題や地域の支えあいだけでは解決できない課題に取り組む計画

地区別計画

- ・地域の課題に対し、地域が主体的に取り組む計画

■ 計画期間

	H17	H18~21	H22~H27	H28~H32
区役所	第1期 地域福祉計画		第2期地域福祉保健計画 (一体的に推進)	第3期地域福祉保健計画
区社会福祉協議会	第2次活動計画	第3次「さかエールプラン」		